

地方公共団体・民間奨学金一覧(平成27年度に募集のあった奨学金)

名 称	対象		貸与	利息	給付	月 額	申 込 資 格 等（抜粋）	日本学生支援機構との重複	学 内募集時期	備 考
	学部生	院 生								
公益財団法人 三浦教育振興財団	○	○			○	3万円	学業優秀で経済的困難な大学及び大学院(在学生・新入生)		在学生2月 新入生4月	※法文学部夜間主 コースを除く
公益財団法人 日揮・実吉奨学会	○	○			○	年額30万円	理工学系(医を除く)で学業優秀で経済的困難な大学生・大学院生		4月～5月	
公益財団法人 星川奨学会	○	△			○	学部3万円、(院生5万円)	学業優秀で経済的困難な大学の新1年生・医学部3年生、(大学院新1年生)		4月～5月	他財団との併願・併給 不可
公益財団法人 村田奨学会	○				○	2万円	愛媛県に本籍がある者及び生計維持者が愛媛県内に居住している者で平成26年4月入学の大学生。工学部優先		4～5月	
公益財団法人ハローズ財団	○				○	3万円(1年間)	学術優秀、健康、品行方正で経済的理由によって、学費の支弁が困難であること		4月	他財団との併給不可
公益財団法人 中村積善会	○	○			○	3万円	家庭的に不遇にして奨学金返却困難と認められる大学生、院生		4月～5月	
(公財) 帝人奨学会 帝人久村奨学会(修士課程)	○		○	無		8万円	修士課程に進学が内定している医学・理工系の学部生		2～3月	
(公財) 帝人奨学会 帝人久村奨学会(博士課程)		○	○	無		10万円	博士課程に進学が内定している医学・理工系の大学院生		8～9月	
公益財団法人 吉田育英会(マスター21)	○				○	月額8万円が学校納付金合計250万円	修士課程に進学予定者で、自然科学系分野の課程に進学する者		4月～5月	他財団との併給不可
公益財団法人 吉田育英会(ドクター21)		○			○	月額20万円+学校納付金合計250万円以内	博士課程に進学予定者で、自然科学系分野の課程に進学する者		3～4月	他財団との併給不可
公益信託 松尾金蔵記念奨学基金		○			○	年額100万円	文学・哲学・言語学・人文地理学・文化人類学等を学ぶ修士課程1年生		4月	他財団との併給不可
一般財団法人鷹野学術振興財団	○	○			○	年額60万円	国内の大学の大学生ならびに大学院生で「科学技術関係」を専攻している学生 卒業後に製造業への就職を希望している者		4～5月	他財団との併給不可
公益財団法人 浦上奨学会	○		○	無		5～8万円	広島県出身者で、大学院への進学が決定している者		9～10月	最短修業年限で修了 した場合、半額免除
公益財団法人 交通遺児育英会	○	○	○	無		4～10万円	保護者等が交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けず、経済的に困難な学生		6月～1月	申請時期を確認
公益信託 池田育英会トラスト	○	○			○	1. 7万円	愛媛県出身者で、学業優秀かつ経済的困難な大学2年生以上・大学院生		3月～5月	
公益財団法人 日本通運育英会	○		○	無		1. 5～2万円	大学1・2年生(学業優秀で経済的困難)		4月	
公益信託 武智義加ものづくり奨学基金	○	○			○	3万円～5万円	学業成績優秀かつ経済支援が必要な理工系の学部学生3年生・4年生及び理工学研究科博士前期課程の学生。将来技術者を目指している者		4月	
朝鮮人奨学生	○	○			○	1年生1万円、 2年生以上1. 5万円	日本の各大学の学部及び大学院修士の正規過程に在籍する在日朝鮮人学生		4～5月	
あしなが育英会	○	○	○	無		4～5万円	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自殺などで死亡したりそれらが原因で後遺障害を負い働けないため、教育費に困っている家庭の子供		4～5月	
一般財団法人 戸部真紀財団	○	○			○	年額60万円(1年間)	化学・食品化学・芸術学・経営学の方野で修学している学業優秀で、学資の支弁が困難と認められる者		5～6月	他財団との併給の場合 は30万円
公益財団法人 明光教育研究所	○	○			○	最大50万円(年間)	①～④のいずれかを満たす者。①ひとり親家庭の子ども②里親家庭の子ども③施設に在籍している。④保護者が、病気、怪我、介護の事情により修学困難な状況にある。		12～1月	
ゴールドリボン・ネットワーク小児がん経験者奨学金	○				○	4万円	18歳以下で小児がんと診断され、自身が罹患したことを理解していること。平成27年度に大学に入学もしくは入学予定の者。平成生まれの者。		5～6月	
公益信託 野原産業記念警察遺児育英会	○	○			○	7～10万	①又は②に該当する者。①警察職務に協力し死亡又は重い障害の残った市民の子弟。②公務上又は通勤災害で死亡又は重い障害の残った警察職員の子弟。		5～6月	
公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団	○	○			○	10万円	日本国籍を有する者。平成28年度4月以降に海外の大学・大学院に入学を予定している者。		10～11月	
一般財団法人 江間忠・木村振興財団	○	○			○	2万円	森林・木材分野を専攻する学生で、学業優秀でありながら修学困難な者(GPA3. 0以上の者)			他財団との併願・併給 不可
社会福祉法人さぼうと21生活支援プログラム	○	○			○	1万～3万	次の①～③の全てに当てはまること。①a.bのどちらかに該当 a.インドシナ難民・条約難民及びその子弟 b.中国帰国者の指定、日系定住者②学費負担が困難な者③4月時点で日本に住んでおり、大学に通学中又は入学予定の者			
坪井一郎・仁子 学生支援プログラム	○	○			○	年額40～80万円(学部生) 年額60～100万円(院生)	①インドシナ難民・条約難民及びその子弟 ②中国帰国者の子弟、日系定住者(中南米など)の子弟 ①、②のどちらかを満たし、2014年度において大学3年生以上、大学院生		11～12月	
愛媛県保育士修学資金	○		○	無		5万円以内	愛媛県の保育士養成施設に入学する学生。卒業後保育士として登録後、愛媛県内で保育士として継続して5年間従事すること	×		
沖縄県交流国際・人材育成財団	○	○	○	無		4. 5万円(学部) 7万(修士・博士前期) 8万(博士・博士後期)	沖縄県内に住所を有する者の子弟で国内の大学に在学している者	×	3月～4月	
茨城県奨学生	○		○	無		4万円	茨城県内居住者の子弟であり人物・学業ともに優れ、学資の支弁が困難な学生	×	4～5月	
宮崎県奨学会	○		○	無		2. 5万円	宮崎県に本籍がある者及び生計維持者が宮崎県内に居住している者で学業成績に優れ、経済的理由により修学困難な大学1年生	×	4～5月	
宮崎県育英資金	○		○	無		2. 5～5万円	宮崎県内に主たる家計支持者が居住している大学生。学業・人物優秀で経済的理由により修学が困難な者	×	4月～5月	
山口県ひとづくり財団	○		○	無		4. 3万円	山口県内に生活の本拠を有する者の子。向上心に富み有能な学業を有し、経済的理由で修学が困難な大学生	×	4月～5月	
高知市大学等奨学資金	○	○	○	無		入学支度金20万円+3万円	高知市に1年以上居住する者又は居住する者の子。平成27年4月以降に大学に入学している者のうち高等学校を卒業後2年以内の者。大学に1年以上在籍している者。入学後1年以上在籍している者。大学等を平成27年3月末に卒業した者。		4月	
福井県大学院奨学金		○	○	無		8. 4万～11. 7万円	福井県内に在住する者の子弟。大学院に在学し、経済的理由で修学が困難な者	×	5～6月	他奨学金との併給不可
山口県高度産業人材確保事業 奨学金返還補助	○						理系大学院生でありJASSO第一種奨学金の貸与を受けている者で、卒業後山口県内の製造業に従事した場合奨学金の返還を補助するもの。		7～8月	
香川県奨学金返還支援制度	○	○					理工学系の学部・院生でありJASSO第一種奨学金の貸与を受けている者で、県産業成長戦略にの成長エンジンに位置づけられた分野に就業する場合奨学金の返還		1～3月	
徳島県奨学金返還支援制度	○	○					JASSOの奨学金の貸与を受けている者で、卒業後徳島県内の製造業・情報サービス業・農業・林業・漁業に就業する場合に奨学金の返還を補助するもの。		1～2月	
鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金	○	○					JASSOの奨学金の貸与を受けている者で、卒業後鳥取県内の製造業・情報通信業・薬剤師の職域に就業する場合奨学金の返還を補助するもの。		9～2月	

- ☆ 上記は、平成27年度に募集のあった奨学金の内容です。平成28年度に内容が変更されたり、募集がない場合もありますので、ご注意ください。
なお、募集があった場合は随時、**学生生活支援課奨学金掲示板(図書館裏)**に掲示しますのでご確認ください。(医学部・農学部生は、各キャンパスの掲示板で確認できます。)
- ☆ 記載している申込資格は抜粋です。(募集対象・募集時期等は、年度により異なる場合がありますので、掲示および募集要項等で必ず確認してください。)
- ☆ 奨学金月額は大学生、大学院生、通学形態等により異なります。 「貸与」・・・返還必要な奨学金 「給付」・・・返還不要の奨学金
申込資格には一部を除き、人物・学力・経済的理由等が必要となります。
- ☆ 上記以外で奨学生を募集している場合がありますので、奨学金を希望する学生はHP等で確認し、各関係窓口にお問い合わせください。